

(意見書案第 22 号)

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保と、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧される。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねない。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、平成 29 年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」を廃止すること。
- 4 復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成 28 年度以降も継続すること。また、平成 27 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めるとともに、各種税制の廃止、減税を検討する際には、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒常的財源に振りかえること。
- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

釧路市議会

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 経済産業大臣
内閣官房長官 内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 内閣府特命担当大臣(地方創生)

} 宛